

第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画

【 中 間 案 】

令和6（2024）年12月

三 重 県

目 次

1	趣旨等	3
	(1) 策定の背景と趣旨	
	(2) 第二期計画における取組状況	
2	区域の設定	7
	(1) 区域設定にあたって	
	(2) 県設定区域	
3	教育・保育の量の見込み、確保方策	9
	(1) 量の見込みの設定にあたって	
	(2) 確保方策の設定にあたって	
	(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策	
	(4) 認可・認定に係る需給調整の考え方	
4	教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保	13
	(1) 認定こども園への移行に必要な支援について	
	(2) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策	
	(3) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策	
5	地域子ども・子育て支援事業の推進	15
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	
	(2) 県が行う主な支援	
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	22
7	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	23
	(1) 人材確保	
	(2) 資質の向上、専門性の確保	
8	教育・保育等情報および特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	28
	(1) 公表の方法	
	(2) 公表の内容	
9	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	30
	(1) 児童虐待防止対策の充実	
	(2) 社会的養育の充実	
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	
	(4) 障がい児施策の充実等	
	(5) 外国につながる子どもへの支援	
10	仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	37
11	計画を推進するために	38
	(1) 進行管理	
	(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き	
	(3) 待機児童解消のための協議会の設置	

別紙 1	県設定区域別および市町別の量の見込み、確保方策	・ ・ ・ ・ ・ 39
		(※最終案でお示しします)
別紙 2	認定こども園の設置見込数	・ ・ ・ ・ ・ 40
別紙 3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策(市町単位)	・ 41
		(※最終案でお示しします)

1 趣旨等

(1) 策定の背景と趣旨

国は、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法（※1）」に基づき、平成 27（2015）年 4 月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくこととしました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大および確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとされており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町計画」という。）を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供しています。

県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施しているところです。

また、国は、令和 3（2021）年 12 月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするとの基本方針を示すとともに、令和 5（2023）年 4 月には、新たな司令塔として「こども家庭庁」を創設しました。

さらに、令和 4（2022）年 6 月には、こども施策に関する包括的な基本法として「こども基本法」が成立し、令和 5（2023）年 12 月には、政府のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」と、次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき基本的方向をまとめた、「こども未来戦略」が閣議決定され、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間で集中的に取り組む「加速化プラン」が示されており、具体的な施策として、保育所等の職員配置基準の改善、保育士等の処遇改善、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設や出産等の経済的負担軽減などが盛り込まれ、推進されています。

こうした状況の中、三重県においても、令和 2（2020）年 3 月の「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「第二期計画」という。）の策定から 5 年が経過したことから、社会情勢や国の動向、県内市町の状況や課題等もふまえながら、子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項および基本指針（※2）に基づき、令和 7（2025）年度から 5 年間を計画期間とする「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「第三期計画」という。）を策定します。

※1 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※2 基本指針

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備及び子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6（2024）年9月改正）

（2）第二期計画における取組状況

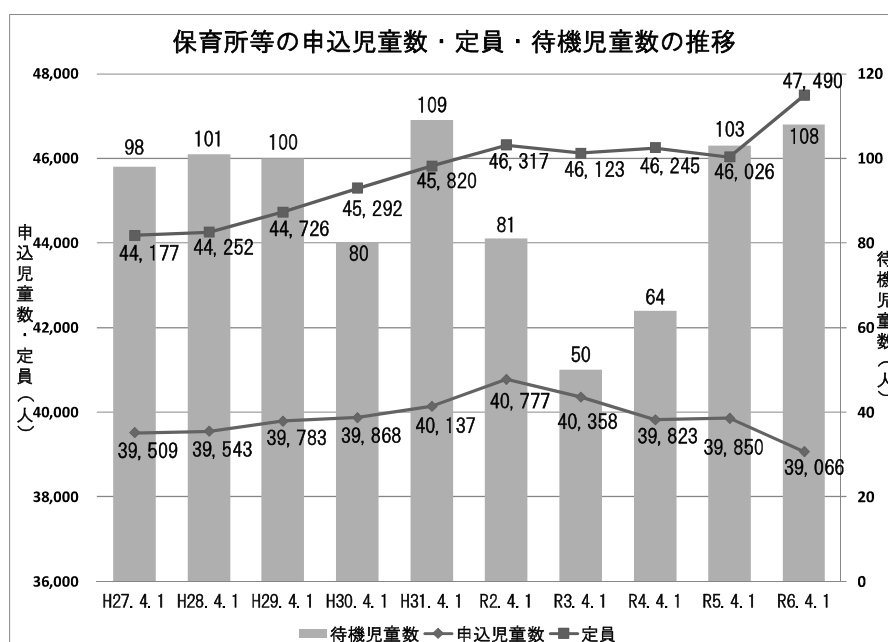
ア 教育・保育

県は、各市町が策定した「第二期 市町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、教育・保育に係る量と質の確保が図られるよう、支援してきました。

保育の量の確保では、市町と連携し、社会福祉法人や学校法人の教育・保育施設の認定こども園化に伴う認可の手続きや施設整備に係る補助手続き等の支援に努めてきました。市町や私立幼稚園による認定こども園の新設・移行が計画以上に進捗する（計画：70施設／実績：117施設）など、地域の実情に沿った保育の受け皿整備が進み、教育・保育施設の定員数は、目標に沿った結果となっている一方、手厚い保育を必要とする0～2歳の低年齢児を中心に、毎年、待機児童が発生しており、依然としてその解消には至っていません。

また、保育の質の確保では、保育士等を対象にした人権保育研修やキャリアアップ研修など、資質の向上のための各種の研修を実施するとともに、市町と連携して保育環境の改善に努めてきました。しかしながら、保育を取り巻く環境は複雑化し、保育士等の人材不足も続いています。このような状況においても、多くの保育施設等で子どもの健やかな成長を支援する保育が実施されている一方で、一部の施設では、不適切保育事案が発生しました。

こうした状況をふまえ、第三期計画においても、保育の量の確保、質の向上に向けて取組を進める必要があります。



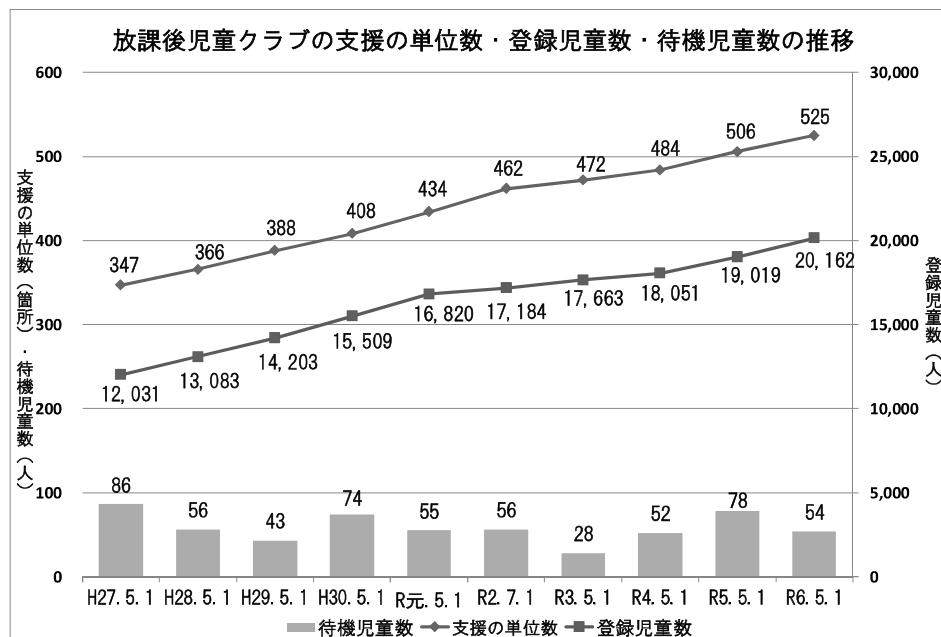
【三重県の状況：こども家庭庁（厚生労働省）保育所等利用待機児童数調査より】

イ 地域子ども・子育て支援事業

地域における子ども・子育て支援を推進するため、県は、市町が地域の実情に応じて実施する、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や病児保育事業などの「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられた各種事業について、事業の実施に必要となる施設の整備費や事業の運営費を補助するとともに、これらの事業を支える人材の育成や資質向上のための研修を実施することなどにより、市町の取組を支援してきました。

こうした取組により、例えば、病児保育事業では、病児保育を行う施設は17施設（令和2（2020）年度）から21施設（令和5（2023）年度）へ増えているものの、広域連携も含めた事業実施市町数は24市町にとどまっています。また、放課後児童クラブでは、支援の単位（児童の預かりの集団の規模）の数は462（令和2（2020）年度）から525（令和6（2024）年度）へ増加し、児童の受け入れ数は17,184人（令和2（2020）年度）から20,162人（令和6（2024）年度）となっていますが、一部の市町では、放課後児童支援員の不足等により、待機児童が発生しており、未だその解消には至っていません。

こうした状況をふまえ、第三期計画においても、引き続き、市町が地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の取組への支援を行うとともに、地域における子ども・子育て支援に欠かせない人材の育成および資質の向上に取り組んでいく必要があります。



【三重県の状況：こども家庭庁（厚生労働省）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査より】

ウ 専門的な知識・技術が必要な支援についての施策

過去に発生した児童虐待事案を受け、児童相談所の体制強化や職員の確保と資質向上等に取り組んできた中で、令和5（2023）年5月に、児童相談所が関与していた4歳女児が虐待により死亡する事案が新たに発生したことを受け、第三者

による検証委員会の検証結果等をふまえ、児童虐待対応力の強化が求められています。

社会的養育の推進については、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、家庭養育優先の原則等に則り、里親委託を推進し、里親への包括的支援体制（フォスターリング機関）の整備等が進められましたが、里親等委託率は29.7%（令和5（2023）年度末時点）となっており、より一層の推進が必要になっています。

ひとり親家庭の自立支援の取組については、「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、親への就業支援や子どもへの学習支援等に取り組んでおり、引き続き、生活の安定と向上を図ることによって、安心して子育てや生活ができる環境の整備が求められています。

障がい児施策については、発達に支援を要する子どもが増加傾向にある中、ライフステージに応じて途切れることのない、関係機関の連携による、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。

外国につながる子どもへの支援については、今後も子どもの増加が見込まれることから、すべての子どもが安心して過ごすことができる環境づくりが必要になっています。

こうした状況をふまえ、第三期計画を策定し、関係機関との連携を強化のうえ、各市町が策定する第三期の市町計画に基づいた取組の推進を支援していきます。

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

- ・ 区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園および保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。
- ・ 県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

- ・ 私立幼稚園や認定こども園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圏域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、 3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

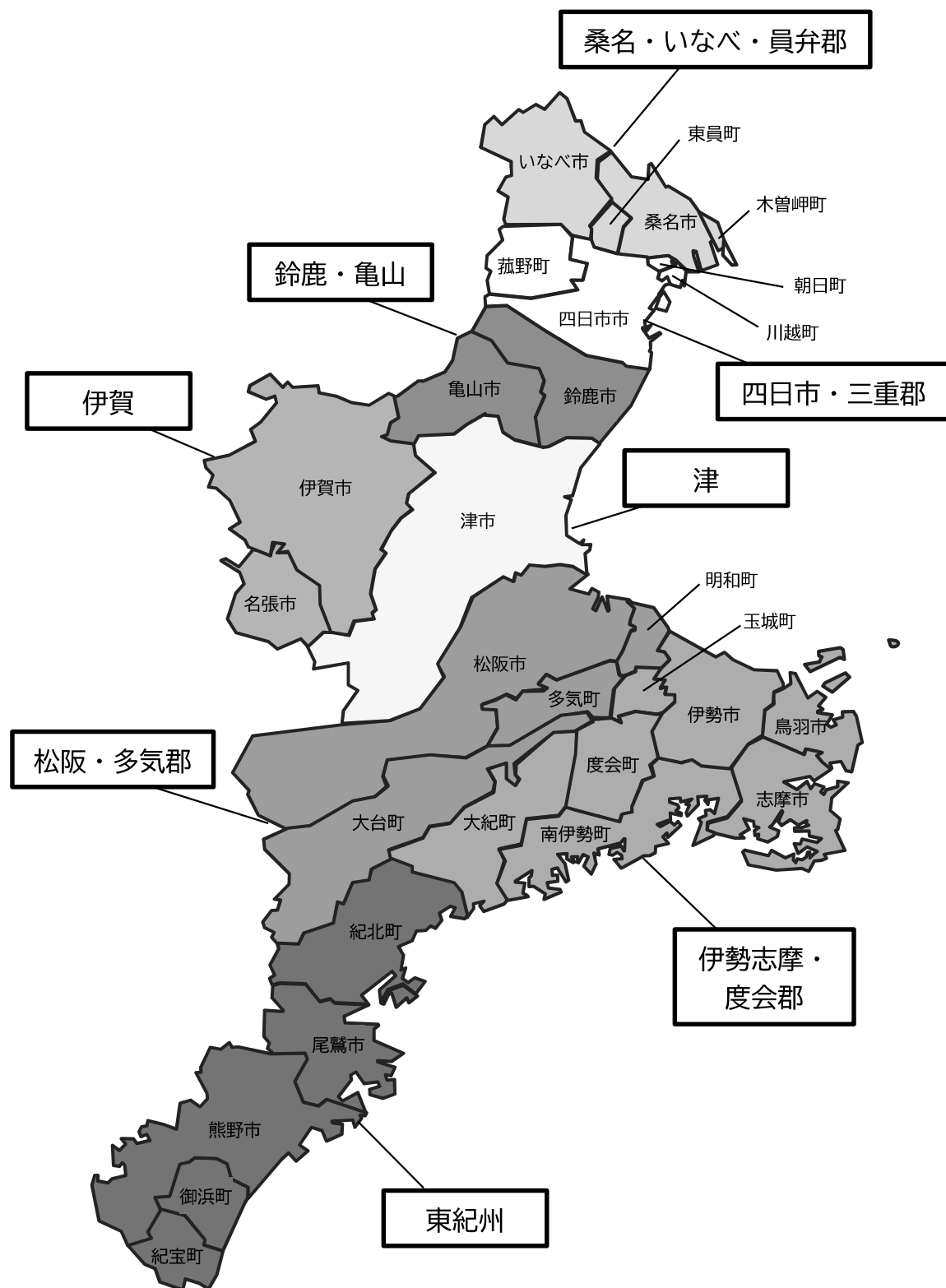
- ・ 保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 量の見込みの設定にあたって

- ・市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたって、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。
- ・第二期計画策定時と比較すると、より一層少子化が進行している一方で、共働き世帯、職員の加配を必要とする子どもや外国につながる子どもの数が増加傾向にあります。
- ・その調査結果から必要に応じて地域の実情（住民ニーズ、社会的な流出入など）を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。
- ・県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（3号認定は0歳、1・2歳に区分）に定めます。

(2) 確保方策の設定にあたって

- ・国は「新子育て安心プラン」の計画期間終了後についても、待機児童対策や人口減少地域における保育機能の確保・強化等に取り組むとしています。
- ・なお、認定こども園の新設・移行が第二期計画の目標値以上に進んだ一方で、保育士不足の状況が続いています。
- ・県計画における確保方策は、市町計画の確保方策（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。
- ・こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供を目指します。

(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策

- ・県全域での量の見込み、確保方策は次ページのとおりです。
*県設定区域別の各年度の量の見込み、確保方策は別紙1（*最終案でお示します）のとおりです。

教育・保育の量の見込み、確保方策

単位：人

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
			実績	計画	計画	計画	計画	計画		
①量の見込み			1号認定							
			2号認定							
			3号認定	0歳						
				1・2歳						
				小計		0	0	0	0	0
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定		最終案でお示しします						
		2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定								
		2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定								
		2号認定								
	幼稚園 ＋ 預かり保育	1号認定								
		2号認定								
	地域型 保育事業	2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
		認可外 保育施設	2号認定							
	3号認定		0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	企業主導型 保育施設の 地域枠	2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	認定区分別	1号認定・合計		0	0	0	0	0	0	
		2号認定・合計		0	0	0	0	0	0	
		3号認定 ・ 合計	0歳	0	0	0	0	0	0	
			1・2歳	0	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	0	
確保の内容 － 量の見込み (②－①)	1号			0	0	0	0	0		
	2号			0	0	0	0	0		
	3号	0歳		0	0	0	0	0		
		1・2歳		0	0	0	0	0		
		小計		0	0	0	0	0		

※市町子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

<参考>

○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業（※1）、家庭的保育事業（※2）、居宅訪問型事業（※3）、事業所内保育事業（※4） ※1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ※2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 ※3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 ※4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園	預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも対応できる幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。
企業主導型保育施設	子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。確保の内容として記載する企業主導型保育施設は、市町が設置者と調整を行い、市町の利用者支援の対象とする施設の地域枠のみ。

○認定区分の説明

認定区分(対象者)	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども（教育ニーズ）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園、預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園 ※主に幼稚園を利用

2号認定の子ども (保育ニーズ)	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、認可外保育施設、企業主導型保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設

(4) 認可・認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

- ・ 県は、適格性や認可・認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。
- ・ ただし、認定区分別に県設定区域における特定教育・保育施設等（※）および特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可・認定により超えることになるときは、県はこれを認可・認定をしないことができます。

※ 特定教育・保育施設等

- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・ 3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない幼稚園、認定こども園および保育所の認可・認定申請があった場合の調整

- ・ 県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）および特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）に既に達している場合、またはその認可・認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになる場合は、県はこれを認可・認定しないことができます。
- ・ ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可・認定を行います。
- ・ なお、認定こども園については、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化に関わらず継続して利用することができるとともに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には必要に応じて施設の統廃合を契機とした整備も行われることから、地域の実情に応じて、認可・認定を行います。

- ・ 需要（量の見込み）＞供給（確保の内容）→原則、認可・認定
- ・ 需要（量の見込み）＜供給（確保の内容）→認可・認定をしないことができる

※確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。

※需要（量の見込み）、供給（確保の内容）は認定区分別に確認します。

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園への移行に必要な支援について

現状と課題

- ・ 認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化に関わらず継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・ 令和6（2024）年4月1日現在、県全域で117施設の認定こども園が設置されており、第二期計画策定時（令和2（2020）年3月末：55施設）から倍増している状況です。
- ・ その背景には、共働き世帯の増加等に伴い、低年齢児の入園希望が増加していることや、幼稚園（特に公立幼稚園）において、入園児童数の減少により、子どもがお互いに関わり合いながら遊び、学び合うことができる集団規模を維持することが難しくなっているなどの状況があります。
- ・ それぞれの地域の実情をふまえて、認定こども園への移行を検討する市町、事業者を支援する必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望（令和6（2024）年10月31日現在）をとりまとめた結果、県全域では令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの間に新たに48施設の設置が見込まれており、県は、計165施設を目指し、設置・移行が順調に進むよう、支援する必要があります。
- ・ 認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、施設整備の補助制度等の必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。
- ・ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭を参加対象とする合同研修の実施拡大を図ります。

認定こども園設置見込数（詳細は別紙2のとおり）

	既設 (新制度に 移行予定)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	時期 未定	計
公私立設置 および移行 数	117	30	9	2	1	6	165

(2) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

現状と課題

- ・ 小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設であり、満3歳以上の子どもは認定こども園、

幼稚園および保育所といった連携施設において教育・保育を受けることになります。

- ・これらの子どもが満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。
- ・なお、令和5（2023）年4月より、小規模保育事業において、市町がニーズに応じてより柔軟に判断し、満3歳以上の子どもを受け入れることができるようになりました。

計画期間における取組内容

- ・市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう、必要に応じて支援していきます。

（3）幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策

現状と課題

- ・幼児期は、生活や遊びの中で具体的な体験をとおして、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。学びの充実を図るにあたって、幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型や地域・家庭の環境に関わらず、すべての子どもたちに格差なく質の高い学びが保障されるよう、すべての幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育のより一層の質の向上を図る必要があります。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・幼稚園・保育所・認定こども園において、子どもたちの健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成が図られるよう、幼児教育アドバイザー等の派遣を行うとともに、幼保小接続等の優れた事例の普及を進めていきます。
- ・「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」（以下「手引き」という。）等を活用した実践事例の普及や、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。今後、県内の幼児教育の状況や国の方針等を注視し、手引きの改訂を行っていきます。
- ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校等の教員が、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等における教育活動や指導方法等の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を見学するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

現状と課題

- ・ これまでに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を内容とする「児童福祉法」の改正（令和4（2022）年）や、「こども未来戦略」（令和5（2023）年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実施するための「子ども・子育て支援法」の改正（令和6（2024）年）が行われました。
- ・ これらの法改正に伴い、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の新設・拡充、妊婦等包括相談支援事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の新設等により、市町が実施する地域子ども・子育て支援事業の内容は拡充されてきており、引き続き、市町が市町計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施できるよう支援していく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 市町計画では、令和11（2029）年度までの量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業を実施するため、それぞれの年度で確保方策を定めています。
- ・ 市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次々ページのとおりです。なお、市町単位の詳細は、別紙3（＊最終案でお示しします）のとおりです。
- ・ 県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町に対して事業の実施に必要な経費等を補助するとともに、市町と連携し、事業の実施に必要な人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業概要
1 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
2 延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
3 病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで、看護師等が一時的に保育を実施する事業
4 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の相互援助組織。病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
5 一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かる事業

6 地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
7 利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
8 子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間（短期入所：ショートステイ、夜間養護：トワイライトステイ）、養育・保護を行う事業
9 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
10 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
11 子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童およびその保護者等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業 ※令和6（2024）年度に児童福祉法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
12 児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業 ※令和6（2024）年度に児童福祉法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
13 親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童およびその保護者等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業 ※令和6（2024）年度に児童福祉法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
14 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業 ※令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
15 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業 ※令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化し、令和8（2026）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施
16 産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業 ※令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
17 妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

			令和6年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年							人
		高学年							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	登録児童							
延長保育事業	量の見込み	実人数	最終案でお示しします						人
	確保の内容	実人数							
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 （病児・緊急 対応強化事業）	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容 （延べ人数）	病児保育							
		ファミサポ							
		合計	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 （幼稚園型）	量の見込み	1号認定による利用							人日
		2号認定による利用							
		合計（延べ人数）		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数							人回/月
	確保の内容	施設数							箇所
利用者支援事業 （*）利用者支援事業 （基本型）の財政支援 を受けていない地域 子育て相談機関を含 む。	量の見込み	施設数							箇所
	確保の内容 （施設数）	基本型・特定型							
		こども家庭センター型							
		合計	0	0	0	0	0	0	
		地域子育て相談機関 （*）							
子育て短期 支援事業 （ショートステイ トワイライトステイ）	量の見込み （延べ人数）	ショートステイ							人日
		トワイライトステイ							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
ファミリー・ サポート・ センター事業 ※病児・緊急対応 強化事業以外	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数							件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数							件
子育て世帯 訪問支援事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
児童育成支援 拠点事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
親子関係形成 支援事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	妊娠届出数							件 回 回
		1組当たり面談回数 面談実施合計回数							
	確保の内容	こども家庭センター （または、その代替 となる拠点） 上位以外で業務委託							回
乳児等通園 支援事業	量の見込み	0歳児・延べ人数							人日
		1歳児・延べ人数							
		2歳児・延べ人数							
	確保の内容	0歳児・延べ人数							
		1歳児・延べ人数							
		2歳児・延べ人数							
産後ケア事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
妊産婦検診	量の見込み	検診回数							人回

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

(2) 県が行う主な支援

市町では、地域の実情に応じ、前述の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた各種事業を実施していますが、県は、市町が事業を着実に実施できるよう、支援を行っていきます。主な支援は、次のとおりです。

ア 病児保育事業の充実

現状と課題

- ・子どもが病気になったとき、仕事等の理由で保護者が家庭で保育できない場合、病児・病後児を預けることができる病児保育は重要な役割を担っています。
- ・県内において病児保育事業に取り組む市町は、広域連携を含めると、24 市町です(令和6(2024)年4月1日現在)。病児保育事業では、医療機関との連携が不可欠であることや、利用児童数を安定的に見込めないことなど、運営上および経営上の課題があることから、一部で病児保育の体制が整っていない地域が生じています。

対応状況	市町数	備 考
自市町内に設置	12 市町	
広域連携にて対応	12 市町	協定により隣接市町の病児保育施設を利用
計	24 市町	

- ・今後も病児保育に係る一定のニーズが想定されることから、県内各地において病児保育施設の設置を促進し、支援するとともに、利用家庭の利便性の向上に努める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・市町の実情をふまえ、病児保育施設の整備や運営に要する経費の一部を市町に補助することを通じて、病児保育施設への支援を行っていきます。
- ・また、利用ニーズや市町の実情をふまえながら、広域連携や病児保育の I C T 化を促進します。

イ 放課後児童対策の促進

現状と課題

- ・県内の放課後児童クラブの設置数は 436 クラブ、実施校区数は 329 校区（ともに令和6(2024)年5月1日現在）であり、全小學校区数（340 校区）に占める放課後児童クラブを設置している校区数の割合は 96.8%と高い割合となっています。
- ・一方、県内の放課後子ども教室（※）の設置数は 75 か所、実施校区数は 149 校区（ともに令和6(2024)年3月31日現在）であり、そのうち放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施しているのは 56 校区（37.6%）であり、連携が進んでいる状況には至っていません。

- ・ 国の「新・放課後子ども総合プラン」（令和5（2023）年度末まで）および、その後に続く「放課後児童対策パッケージ」（国が令和5（2023）・6（2024）年度に取り組む内容をまとめたもの）は終了したものの、放課後児童クラブの登録（利用）児童数は年々増加し、一部の市町では待機児童が発生している状況にあり、また、利用を希望する高学年の児童も等しく受け入れていくためには、今後も放課後等を安全・安心に過ごせる場所の確保が必要であり、推進方策として、放課後児童クラブの受け皿整備や運営、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に対する支援が求められています。
- ・ また、ひとり親家庭等の配慮が必要な子育て家庭の児童が経済的負担から放課後児童クラブの利用を控えるようなことがないよう、その利用を促進するための支援を行うことも必要です。
- ・ さらに、放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員を2人以上配置（うち支援員1人を除き、補助員でも代替可能）する必要がある、放課後児童支援員等の人材の育成が欠かせません。
- ・ 加えて、学校の夏季休業など長期休業期間において、普段は放課後児童クラブを利用していない家庭からの預かりニーズに対応して児童の居場所づくりに取り組む市町があることから、待機児童解消の観点からも、こうした市町の取組を支援していくことも必要です。

※ 放課後子ども教室

すべての児童を対象に、放課後等の子どもの居場所（活動拠点）を設け、学習支援や多様な体験・交流プログラム等を提供することを目的に設置しています。

計画期間における取組内容

- ・ 放課後児童クラブに係る高い利用ニーズに対応するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に要する経費への補助やひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の減免に係る補助等を行い、市町を支援していきます。
- ・ また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備する場合の施設整備への補助や、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・学校関係者等の連携を一層促進するために委員会の設置・運営に係る経費について補助を行っていきます。
- ・ 放課後児童クラブの安定的な運営や待機児童解消等に資するため、放課後児童支援員認定資格研修等を実施し、人材の育成や資質向上に努めます。
- ・ 夏季休業等の長期休業期間における児童の居場所づくりに取り組む市町を支援します。

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

現状と課題

- ・ 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、児童虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等をふまえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4（2022）年

6月に成立しました。

- ・これにより、市町における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされましたが、すべての市町での設置には至っていません。
- ・また、子育て世代を包括的に支援するために整備された「子ども・子育て支援法」については、改正により、妊娠期の負担の軽減のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設が新たに盛り込まれ、妊娠出産期の支援が強化されています。
- ・すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向け、引き続き支援に取り組む必要があります。

計画期間における取組内容

- ・安全・安心な出産のため、妊娠中は公費による妊婦健康診査が14回受診できます。また、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間・1ヶ月に実施する産婦健康診査についても、すべての市町で費用助成を実施しています。妊産婦健康診査が円滑に実施されるよう、必要に応じて市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っています。
- ・早期の妊娠届出を勧奨するとともに、子育て家庭に必要な支援が確実に届けられるよう、市町における妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）と妊婦のための支援給付による経済的支援の一体的な実施による実効性の高い相談支援の円滑な実施を支援します。
- ・母子保健法上に位置づけられていた産後ケア事業は県内すべての市町で実施していますが、令和6（2024）年の「子ども・子育て支援法」の改正により、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられました。県は、産後ケア事業のさらなる充実に向け、広域的な調整を行います。
- ・県内のすべての市町では、生後4か月を迎えるまでに全家庭を訪問し、保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業が実施されています。加えて、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等により、特に支援が必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言指導等を行う養育支援訪問事業についても取り組まれています。これらの事業について着実に支援を届けるため、引き続き関係機関の連携強化に取り組みます。
- ・「こども家庭センター」の設置について市町に働きかけるとともに、各種研修の実施等により一層の支援の充実を図ります。
- ・また、「こども家庭センター」を補完するための「地域子育て相談機関」の設置についても、市町へ働きかけます。
- ・県は、各市町で相談支援の中心的役割を担う母子保健コーディネーターを養成するとともに、母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援が県内どの地域においても必要な時に受けられるよう、県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」により取組の推進を図ります。

エ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の促進

現状と課題

- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子どものための教育・保育給付を受けていない0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊びおよび生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況および養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うものです。
- ・ 本制度は、子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位等の利用が可能となっています。
- ・ 本制度は、令和7（2025）年度は「子ども・子育て支援法」の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8（2026）年度からは「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されることとなっており、今後、利用可能枠の在り方や人員配置、設備運営基準、手引きの作成等の検討事項について、国において議論が進められます。

計画期間における取組内容

- ・ 国の動向を注視し、市町に対して迅速に必要な情報を提供するとともに、次年度以降の市町における実施状況をふまえて、必要な支援を行っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付（※１）の円滑な実施の確保

現状と課題

- ・ 令和元（2019）年 10 月から実施されている幼児教育・保育の無償化では、認可施設に通う子どもと、県に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通う子ども（保育の必要性の認定を受けた子ども）が無償化の対象となっています。
- ・ ただし、経過措置として5年間（令和6（2024）年9月末まで）は、猶予期間として、「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たさない認可外保育施設に通う子どもについても、施設が県に届出をしていれば、指導監督基準を満たした施設とみなして無償化の対象とされていました。
- ・ 令和6（2024）年 10 月以降は、原則として指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となりますが、認可外保育施設についても一定の保育の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要です。
- ・ なお、外国につながる子どもが多い施設など、指導監督基準を満たすために相当の期間を有する認可外保育施設については、一定の期間（令和 11（2029）年度末まで）、例外的に指導監督基準を満たした施設とみなして無償化対象とする新たな経過措置が設けられています。

計画期間における取組内容

- ・ 市町において、特定子ども・子育て支援施設（※2）の確認や公示、指導等の法に基づく市町の事務の執行など、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、認可外保育施設の届出、調査状況および関係法令に基づく是正指導等について市町と情報を共有するとともに、市町に対して認可外保育施設への合同での立入調査の協力を求めています。
- ・ 外国につながる子どもが多い施設など、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設については、利用家庭への影響が生じないようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に定める経過措置期間中（令和 11（2029）年度末まで）に、指導監督基準を満たせるよう、市町と連携して認可外保育施設の指導等に取り組んでいきます。
- ・ また、令和6（2024）年 10 月 1 日からは、指導監督基準を満たす認可外保育施設のみが保育料の無償化の対象施設となったことを受け、今後、認可外保育施設の新規開設があるときには、「自主点検表」の活用等により、早期に指導監督基準を満たし、子育てのための施設等利用給付が円滑に実施されるよう、市町と連携して、認可外保育施設の指導等に取り組んでいきます。

※1 子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化制度により創設された、未移行の幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、病児保育事業等の利用料に係る給付

※2 特定子ども・子育て支援施設

無償化の対象施設として市町の確認を受けた認可外保育施設や預かり事業を行っている施設等

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

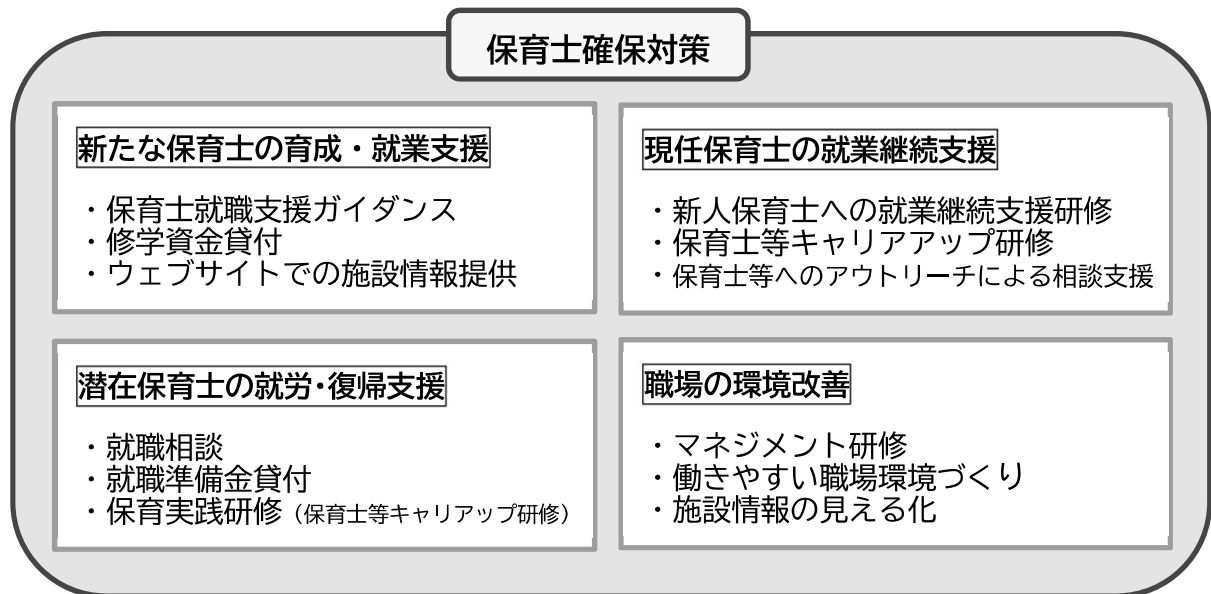
ア 乳幼児期の教育・保育に従事する者

現状と課題

- ・ 県内の保育所等では、令和6（2024）年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に108人の待機児童が発生し、未だその解消には至っていません。
- ・ 保育士の人材不足が待機児童発生 of 主な要因の1つに挙げられており、待機児童の解消を図るとともに、保育の質の確保・向上を図るためにも、保育士の確保は急務となっています。
- ・ また、幼保連携型認定こども園の設置には、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて所持する保育教諭の確保が必要となります。

計画期間における取組内容

- ・ 三重県保育士・保育所支援センターを中心に据え、新たに保育士となる者の育成・就業支援、新任保育士の就業継続支援、保育士資格を持っていても保育所等に就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の現場復帰のための相談・斡旋業務を行うとともに、県内の保育所等の求人情報等を一元的に発信するなどにより、保育所等での就労につなげていきます。
- ・ また、潜在保育士就労等意識調査（平成30(2018)年度実施）において、離職者の約半数が7年未満で離職していること、離職理由として労働条件への不満が多く占めていることが明らかになっており、保育士の処遇改善や職場環境の改善を進めるため、新任保育士を対象とする就業継続のための研修や、経営者・管理者を対象とするマネジメント研修（職場環境改善）を実施するなど、保育所等における働きやすい職場環境づくりに対する支援に取り組んでいきます。
- ・ その他、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援するための保育士修学資金貸付や、潜在保育士が就職・復職の準備に必要な費用を支援するための就職支援準備金貸付等の活用により、保育士の確保につなげていきます。
- ・ 加えて、保育士、幼稚園教諭や保育教諭の確保の状況をふまえて、指定保育士養成施設、幼稚園教諭養成機関や保育所・幼稚園関係団体等と連携しての中学生や高校生を対象とした保育現場体験の開催など、保育の魅力発信に取り組めます。
- ・ 国は、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれか一方のみを持つ者が、もう一方の資格を無理なく取得できるよう、免許状・資格の取得に係る特例措置を令和11（2029）年度末まで延長しており（ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭については、令和8（2026）年度末まで）、幼保連携型認定こども園の普及に対応できる人材の確保のため、市町等と連携して特例措置について対象者への周知等を行っていきます。



イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者

現状と課題

- ・ 県内の放課後児童クラブの利用児童数が増加傾向にあることもあり、令和6（2024）年5月1日現在、54名の待機児童が発生しており、未だその解消には至っていません。
- ・ 待機児童発生 の主な要因の1つには、放課後児童支援員等の人材不足が挙げられており、待機児童の解消を図るとともに、児童の育成支援の質の確保・向上を図るためにも、これらの人材の確保は急務となっています。
- ・ 子育てへの不安や孤立感から地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域において子育て支援に携わる人材の確保も必要となっています。
- ・ 「子ども・子育て支援法」の改正を受けて、児童福祉法により市町が実施する事業として「子育て世帯訪問支援事業」が新設されました。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが期待されています。

計画期間における取組内容

（ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

- ・ 放課後児童支援員は、所定の要件（資格等）に該当し、県が行う研修を修了していることが求められているため、児童に対する育成支援の質の向上のための資質向上研修と併せて、放課後児童支援員認定資格研修を毎年複数回実施することで、支援員の確保を進めていきます。

（イ）地域における子育て支援事業に従事する者

- ・ 地域における子育て支援ニーズが高まってきていることから、子育て支

援事業に従事する人材を確保するため、子育て支援員研修（地域保育コース・地域子育て支援コース・放課後児童コース）を毎年実施していきます。

（ウ）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業および子育て世帯訪問支援事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

（２）資質の向上、専門性の確保

ア 乳幼児期の教育・保育に従事する者

現状と課題

- ・ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭には、外国につながる児童、障がい児、養育困難家庭の児童等への対応や、その保護者への支援の機会が増えつつあり、そのため、以前にも増して資質の向上と専門性の確保が求められることから、研修の充実がますます重要になってきています。また、保育所や保育士等には、地域の子育て支援の役割も求められるようになっていきます。
- ・ 研修の実施にあたっては、乳幼児期の重要性やその特性等を正しく理解し、乳幼児の愛着形成を促し、また子どもの自己肯定感や社会性等を育むことができるよう、専門的で実践的な内容が求められます。
- ・ 幼児期の子どもにとって、自然と直接触れ合う体験をすることは、子どもの主体性や想像力、思考力、コミュニケーション能力など、非認知能力の育成に有効とされています。
- ・ 県では、自然保育に取り組む保育所等を増やし、裾野が広がるよう、これまで、自然保育に取り組む意向のある保育所等に対するアドバイザーの派遣をはじめ、さまざまな取組を行ってきましたが、「安全性の確保が困難」「職員の負担が大きい」「スキルアップ研修等の不足」など、自然保育の実施に課題を感じている保育所等もあります。
- ・ 令和５（２０２３）年９月には、自然保育が子どもの育ちを豊かにすることを、組織・分野・地域を越えて幅広く共有し、連携することを目的に、自治体や関係団体等によるネットワーク「みえ自然保育協議会」が設立されました。
- ・ 県内の一部の保育施設等において、不適切保育事案が発生しており、子どもの人権を尊重した保育が行われるよう、資質向上の取組の強化が必要です。
- ・ また、県内で発生した不適切保育事案では、「保育現場における悩み事がある際に、相談できる相手がいなかった」などの課題も浮き彫りになったことから、不適切保育の防止や保育所等の職場環境改善を進める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 保育士等の資質向上や専門性の確保に向け、処遇改善につながるキャリアア

ップ研修や、子どもの人権を尊重した保育を実践するための人権保育研修等を実施します。

- ・ 県教育委員会や教育・保育関連団体とも連携しながら、幼稚園教諭、保育士、保育教諭を対象にした、子どもを取り巻く現状や現場のニーズに沿った研修の充実を図るとともに、今後の認定こども園の設置・移行を見据え、幼稚園教諭と保育士の合同研修を開催していきます。
- ・ 自然保育の普及・促進のため、「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、保育所等における自然保育の導入等に向けたガイドラインの策定を検討するなど、自然保育を実践できる保育士を育成していきます。
- ・ 不適切保育の防止を目的に、保育士同士のグループワーク等も組み合わせ、普段の保育の実践に役立つような内容の研修を実施します。
- ・ あわせて、保育所等において質の高い教育・保育が提供されるよう、保育士等を対象としたアウトリーチ（訪問）による相談支援等を行うことで、不適切保育の防止および保育所等の職場環境の改善を図ります。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

現状と課題

- ・ 放課後児童支援員等には、外国につながる児童、障がい児、養育困難家庭の児童等への対応や保護者への支援の機会が増えつつあり、以前にも増して資質の向上と専門性の確保が求められることから、研修の充実がますます重要になってきています。
- ・ 研修の実施にあたっては、学童期の重要性やその特性等を正しく理解し、子どもの自己肯定感や社会性等を育むことができるよう、専門的で実践的な内容が求められます。
- ・ 「子ども・子育て支援法」の改正を受けて、児童福祉法により市町が実施する事業として「子育て世帯訪問支援事業」が新設されました。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが期待されています。
- ・ 市町の保健師、助産師等は、複雑で多様化する母子保健、児童福祉の最前線で活躍するため、広くさまざまな分野に係る知識、専門性が求められます。

計画期間における取組内容

（ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

- ・ 放課後児童支援員や補助員等には、児童の放課後等における生活の場や遊びの提供による育成支援にとどまらず、保護者支援やソーシャルワークの専門性も求められる状況にあることから、放課後児童支援員等のさらなる資質の向上や専門性の確保に向け、研修の内容を充実して実施していきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業および子育て世帯訪問支援事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

8 教育・保育等情報および特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用または利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、国と連携し、市町や事業者等が提供する教育・保育等に関する情報を公表しています。

また、教育・保育分野における費用の透明性の向上を目的として、子ども・子育て支援法の改正が行われ、令和7（2025）年度から特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者は毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を県に報告し、県はこれを公表することとなります。

（1）公表の方法

- ・ 国の「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」により公表します。（「ここdeサーチ」アドレス <https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>）

（2）公表の内容

ア 教育・保育等情報

（ア）子ども・子育て支援法施行規則別表第一に掲げる主な項目

1 施設等を運営する法人に関する事項 ・ 法人の名称、所在地および連絡先 ・ 法人の代表者の氏名および職名 ・ 法人の設立年月日
2 施設等に関する事項 ・ 教育・保育施設または地域型保育事業の種類、開始年月日等 ・ 施設等の名称、所在地および連絡先 ・ 施設等の管理者の氏名および職名
3 施設等の従業者に関する事項 ・ 職種別の従業者の数、業務に従事した経験年数 ・ 従業者の勤務形態および労働時間等 ・ 従業者の有する教育または保育に係る免許、資格の状況
4 教育・保育の内容に関する事項 ・ 施設等の開所時間、利用定員および学級数、教育・保育の内容等 ・ 教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等 ・ 施設等の利用手続きおよび選考基準 ・ 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況 ・ 賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
5 教育・保育を利用するにあたっての利用料等に関する事項

（イ）子ども・子育て支援法施行規則別表第二に掲げる主な項目

1 教育・保育の内容に関する事項 ・ 利用者に対する説明および同意の取得の状況 ・ 利用者に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況 ・ 相談、苦情等の対応のための取組の状況
2 施設等の運営状況に関する事項 ・ 安全管理および衛生管理のために講じている措置 ・ 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況 ・ 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

イ 特定教育・保育施設設置者等経営情報

- ・ 令和7（2025）年度より、県は特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者から報告された経営情報のうち、「職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報」については、個別施設・事業者単位での公表が義務付けられ、経営情報の集計・分析とその結果については、公表に努めることになりました。
- ・ 職員の処遇等に関する情報については、個別の施設・事業者単位での情報公開の充実を通じて、保護者による施設・事業者の選択や保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討を支援するとされています。
- ・ また、経営情報の集計・分析とその結果については、公定価格の改善を始めとする国の政策検討に活用するとされています。
- ・ 今後も、国の動向を注視し、市町に対して迅速に情報を提供するとともに、適切に運用されるよう支援に努めます。

9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

県では、令和5（2023）年度の死亡事例を受けて、令和6（2024）年3月にとりまとめられた第三者による検証委員会の検証結果等をふまえ、児童虐待対応力の強化を図るための相談体制の整備や児童相談所職員の人材確保・育成等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上に向けて、市町や関係機関との連携強化や、市町の相談体制の充実に取り組んでいます。

ア 児童相談所の体制強化

現状と課題

① 児童虐待相談対応件数

- ・ 県内の児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は、2,162 件（令和5（2023）年度速報値）と、近年、年間2,000 件を超える状況が続いています。

② 児童相談体制の強化

- ・ 国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所職員の体制の充実と人材育成が求められています。
- ・ 児童虐待相談対応件数が高止まりする中、児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、親子関係の再構築等の家族支援を行っています。

計画期間における取組内容

- ・ 国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により人材の確保を図るとともに、令和6（2024）年度に策定する児童相談所職員人材育成計画（仮称）に基づく職員研修の実施等により人材の育成に取り組めます。
- ・ 児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、引き続き、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図ります。

イ 市町や関係機関との役割分担および連携の推進

現状と課題

- ・ 市町の児童相談体制の充実を目的に、市町と児童相談所を含む県との定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、スーパーバイザーやアドバイザーの派遣を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。
- ・ 市町の児童相談体制を強化するため、市町職員を対象とした研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会の体制強化や、子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支える役割を持つ「こども家庭センター」の設置に向けた支援が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 市町との連携強化に向け、引き続き、定期協議の充実等を図りながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・ 市町の相談体制の充実に向け、引き続き、スーパーバイザーやアドバイザーの派遣を実施するとともに、市町のニーズをふまえた研修の充実を図ります。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を中心に、市町、警察、学校、医療機関等との連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組めます。

ウ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・ 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担を抱えている妊産婦やその家族に対する支援の重要性はますます高まっており、支援を必要とするすべての人にサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。
- ・ 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況をふまえ、改正児童福祉法では、母子保健機能および児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」の設置が市町の努力義務となるなど、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制整備が求められています。
- ・ 全国の児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、予期しない妊娠による妊婦健診の未受診が考えられることから、予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦を必要な支援につなげ、虐待の未然防止を図る必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、地域の実情に応じた切れ目のない支援体制の整備に向けた取組を支援します。
- ・ 妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診等の均てん化を図るとともに、市町が実施する伴走型相談支援や産後ケア等の円滑な実施に向けて広域的な調整を行います。
- ・ 市町において、妊娠期から子どもが大人になるまでの一連の成長の過程のさまざまなニーズに対して、ワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、地域の実情に応じて「こども家庭センター」の設置を支援するとともに、医師会（産婦人科医会、小児科医会）、歯科医師会、看護協会、助産師会、大学、企業、NPO等の関係団体の連携を進め、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築を促進します。
- ・ 事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組めます。

- ・ 妊産婦のメンタルヘルスに対応し、必要な支援を行うため、市町における妊産婦健診および産後ケア事業の実施を推進するとともに、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」等を活用し、育児不安の早期発見や児童虐待防止に向けた取組を進めます。
- ・ 予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族に対応するため、相談窓口「妊娠SOSみえ」を設置し、電話やSNSによる相談を行うとともに、妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、早期受診を促し、必要な支援につなげます。

（２）社会的養育の充実

社会的養育については、令和6(2024)年度に策定し、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」に基づき支援の充実を図っていきます。

ア 里親委託の推進

現状と課題

- ・ 家庭養育優先の原則に基づき里親委託を推進するため、里親支援センターの整備等による新たな里親登録者の増加や里親支援の充実が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ フォスタリング機関から里親支援センターへの移行を支援し、新規の里親登録者の増加や里親支援の充実等により、里親委託を推進します。

イ 施設の高機能化および多機能化・機能転換の推進

現状と課題

- ・ 児童養護施設および乳児院は地域の子育て機能を担う重要な資源であることから、地域の実情に即した多機能化・機能転換に取り組む必要があります。
- ・ 施設において必要な人材の確保や職員の資質向上に取り組む必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 地域の実情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの設置などの多機能化・機能転換を促進するとともに、入所施設の強みを十分に発揮し空きスペースを活用したショートステイや自立支援事業等の新事業展開を支援します。

ウ 自立支援の推進

現状と課題

- ・ 社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要であるため、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を充実させるなど、関係機関と連携した自立支援をより一層推進する必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を充実させるなど、関係機関と連携した自立支援をより一層推進するとともに、施設の退所後や里親の措置解除後のアフターケアの環境を整備します。
- ・ 子どもの自立支援に理解のある企業やNPO法人等による就労支援のネットワークづくりに取り組みます。

エ 子どもの権利擁護への支援

現状と課題

- ・ 社会的養育に関わるすべての関係者が子どもの権利擁護（アドボカシー）について理解を深める必要があります。
- ・ 一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策の整備や充実が必要です。

計画期間における取組内容

- ・ 子どもの意見表明等の権利について啓発を進めるとともに、社会的養育に関わるすべての関係者に子どもの権利擁護に関する研修を実施します。
- ・ 入所施設や里親・ファミリーホームに委託された子どもに「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護相談手紙」を配付するとともに、定期的に子どもの意見を確認する仕組みづくりを進めます。

（３）ひとり親家庭の自立支援の推進

最終案でお示しします

（４）障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じて途切れることなく、また、地域における医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

①専門的な相談支援

- ・ 自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。

- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児・者の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成が必要となっています。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域の関係機関へ途切れなく支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

②発達支援の充実

- ・ 発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行う必要があります。

③特別支援教育の充実

- ・ 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの数は増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、子どもたちが自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、早期からの一貫した指導・支援を行うとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場における指導・支援の充実を図る必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があります。
- ・ 特別支援学校において、障がいのある子どもたちが、卒業後も必要に応じて支援を求めたり、支援を受けたりしながら、自分でやりたいことを選択したり決定したりするなど、主体的に生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育の推進が必要です。
- ・ 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め、尊重し合いながら生活していく態度を身につける必要があります。

計画期間における取組内容

① 専門的な相談支援

- ・ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である「自閉症・発達障害支援センター」において、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。また強度行動障がいを有する者を支援する施設等への集中的支援（コンサルテーション）を実施し、施設等の支援力向上を図ります。
- ・ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を行います。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児・者の医療・福祉等関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーターを養成します。

②発達支援の充実

- ・ 県立子ども心身発達医療センターにおいて、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。
- ・ 市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材の育成や技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、保育所・幼稚園等の段階から成長に応じて適切な支援が受けられるよう支援体制の充実に取り組みます。
- ・ 県立子ども心身発達医療センターにおける入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

③特別支援教育の充実

- ・ 幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用して必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐことで、きめ細かな指導・支援を進めます。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が、小中学校・高等学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組みます。
- ・ 子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。
- ・ 障がいの有無に関わらず、互いに理解し尊重し合いながら生活していく態度を身につけることができるよう、地域の学校との交流および共同学習をオンライン等も活用しながら継続して進めるとともに、地域の小中学校に副次的な籍を置くことについて、市町等教育委員会と連携し、取組を進めます。

（５）外国につながる子どもへの支援

現状と課題

- ・ 国際化の進展に伴い、県内における外国人住民数は、令和５（２０２３）年には過去最多となり、外国につながる子どもが増加しています。
- ・ 県内の保育所等においても、外国につながる子どもの割合が４割を超える園も出てきており、すべての子どもが安心して過ごすことのできる環境を整えることが必要です。国籍別では、引き続きブラジルが最も多くを占めていますが、近年ではベトナム、インドネシア、ネパール、スリランカなどのアジア圏の人の割合が増加しており、通訳者が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきています。
- ・ 地域における子育て支援拠点として、保育所等が果たす役割は大きく、子どもが多文化に接し、お互いの文化や伝統を尊重し合うことを学ぶ機会は非常に重要なものであるため、より多くの保育所等で外国につながる子どもの受け入れが可能となるよう、支援する必要があります。

- ・ 言葉の壁の問題や、文化や習慣など生活スタイルの違いからコミュニティに属さず、孤立しがちになるなど、さまざまな悩みを抱える保護者に対しても、保育士や他の保護者との円滑なコミュニケーション、相互理解が図られるよう、支援をしていく必要があります。

計画期間に関する取組

- ・ 県では、市町と連携しながら、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等における保育士の加配や、通訳者としての保育支援者の配置等に対する支援を行うことで、児童だけでなく、保護者支援にもつながる取組を促進します。
- ・ また、多文化に対する相互理解を深めるため、保育士等に対する研修事業を推進していきます。
- ・ さらに、可能な限り、必要な情報の周知等に係る多言語化等についても、検討を進めます。

10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

＊最終案でお示しします＊

1 1 計画を推進するために

(1) 進行管理

- ・ 県は、毎年度、子ども・子育て会議において、第三期計画に基づく施策の実施状況（公立・私立ともに教育・保育施設の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。
- ・ また、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町計画の見直し状況等をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うこととします。
- ・ 県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

- ・ 市町計画の策定にあたり、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ市町間で調整を行います。
- ・ その広域利用について、市町間の調整が整わない場合においては、市町からの要請に応じて、県は市町間の区域を越えた広域的な見地から調整を行います。
- ・ また、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

(3) 待機児童解消のための協議会の設置

- ・ 待機児童解消を促進するための方策として、隣接する市町等との調整に関し、県が協議会を設置するなどして必要な支援を行うこととします。

●市町の年度ごとの教育・保育の量の見込み、確保方策

●市町の年度ごとの教育・保育の量の見込み、確保方策					市町名		圏域別又は市町別				
					単位:人						
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
			実績	計画	計画	計画	計画	計画			
①量の見込み			1号認定								
			2号認定								
			3号認定	0歳							
				1・2歳							
				小計		0	0	0	0		
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定									
		2号認定									
		3号認定	0歳								
			1・2歳								
			小計	0	0	0	0	0			
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定		最終案でお示しします							
		2号認定									
		3号認定	0歳								
			1・2歳								
			小計	0	0	0	0	0			
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定									
		2号認定									
	幼稚園 ＋ 預かり保育	1号認定									
		2号認定									
	地域型 保育事業	2号認定									
		3号認定	0歳								
			1・2歳								
			小計	0	0	0	0	0			
		認可外 保育施設	2号認定								
	3号認定		0歳								
			1・2歳								
			小計	0	0	0	0	0			
	企業主導型 保育施設の 地域枠	2号認定									
		3号認定	0歳								
			1・2歳								
			小計	0	0	0	0	0			
	認定区分別	1号認定・合計		0	0	0	0	0			
		2号認定・合計		0	0	0	0	0			
		3号認定 ・ 合計	0歳	0	0	0	0	0			
			1・2歳	0	0	0	0	0			
			小計	0	0	0	0	0			
確保の内容 － 量の見込み (②－①)	1号			0	0	0	0				
	2号			0	0	0	0				
	3号	0歳		0	0	0	0				
		1・2歳		0	0	0	0				
		小計		0	0	0	0				

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

●認定こども園の設置見込数

※認定こども園の類型 幼保＝幼保連携型、幼＝幼稚園型、保＝保育所型、地＝地方裁量型

No.	区域名	市町名	認定こども園設置数	認定こども園年度別設置見込数										区域別設置見込数	市町別設置見込数
			令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		時期未定				
			(令和6年4月1日現在)	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行		
1	桑名・いなべ・員弁郡	桑名市	幼保 8				幼保 1						幼保 1	13	2
			幼 1												
			保 1												
		いなべ市			幼保 1										
			保 10												
3		木曽岬町	幼保 1												0
4		東員町												0	
5		四日市市	幼保 22		幼保 3		幼保 2		幼保 1				幼保 2	24	17
			幼 1		幼 6		幼 1								
						保 2									
6		菰野町	保 4		保 3		保 1						保 2		6
7		朝日町												0	
8		川越町	幼保 1								幼保 1			1	
9	鈴鹿・亀山	鈴鹿市	幼保 8											3	1
			幼 1												
					保 1										
10		亀山市	幼保 2		幼保 2									2	
11	津	津市	幼保 23	幼保 1										1	1
			幼 1												
12	松阪・多気郡	松阪市	幼保 2				幼保 1							3	1
			幼 2												
			保 4												
13		多気町	幼保 1												
			保 1				保 1								
14		明和町	幼保 5				幼保 1								
15	大台町	保 1											0		
16	伊勢志摩・度会郡	伊勢市	幼保 8											0	0
幼 1															
17		鳥羽市													
18		志摩市	幼保 5												
19		玉城町	保 1												
20		度会町													
21		大紀町													
22		南伊勢町											0		
23	伊賀	名張市	幼保 7		幼保 2									4	2
24		伊賀市	幼保 1		幼保 1							幼保 1	2		
25	東紀州	尾鷲市	幼保 1											0	0
26		熊野市	保 1										0		
27		紀北町											0		
28		御浜町	保 2										0		
29		紀宝町											0		
設置見込数計		総合計	117	1	29	0	9	1	1	0	1	0	6	165	うち設置見込数 48
		幼保連携型	95	1	9	0	5	0	1	0	1	0	4	116	21
		幼稚園型	7	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	14	7
		保育所型	15	0	14	0	3	1	0	0	0	0	2	35	20
		地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●市町の年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

			令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年							人
		高学年							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	登録児童数							
延長保育事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み	延べ人数		最終案でお示しします					人日
	確保の内容 (延べ人数)	病児保育							
		ファミサポ							
		合計	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用							人日
		2号認定による利用							
		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数							人回/月
	確保の内容	施設数							箇所
利用者支援事業 (※)利用者支援事業 (基本型)の財政支援 を受けていない地域 子育て相談機関を含 む。	量の見込み	施設数							箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型							
		こども家庭センター型							
		合計	0	0	0	0	0	0	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ ・トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ							人日
		トワイライトステイ							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
ファミリー・ サポート・ センター事業 ※病児・緊急対応 強化事業以外	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数							件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数							件
子育て世帯 訪問支援事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
児童育成支援 拠点事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
親子関係形成 支援事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	妊娠届出数							件 回 回
		1組当たり面談回数							
	確保の内容	面談実施合計回数 こども家庭センター (または、その代替 となる拠点)							回
乳児等通園 支援事業	量の見込み	上位以外で業務委託							人日
		0歳児・延べ人数							
		1歳児・延べ人数							
	確保の内容	2歳児・延べ人数							
		0歳児・延べ人数							
		1歳児・延べ人数							
産後ケア事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
妊産婦検診	量の見込み	検診回数							人回

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。